

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

- ① 派遣労働者の数 5名(令和5年3月31日まで)
- ② 派遣先の数 2社(令和5年3月31日まで)
- ③ マージン率 25.2% 計算式(A-B)÷A

労働者派遣に関する料金の平均額(A) 16,577円(一日あたり(8H)の料金額)
派遣労働者の賃金の額の平均額(B) 12,393円(一日あたり(8H)の賃金額)

- ④ 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か 有 無

・協定対象労働者の範囲:映像撮影者、総合事務員

・協定の有効期間:2年間

- ⑤ 教育訓練に関する事項

採用者へカメラ操作等の技術訓練

派遣労働者への安全衛生教育

採用者へ個人情報保護に関する教育

許可・届出番号 : 特06-010011

事業所名 : 株式会社 テックス

所在地 : 山形市白山1-11-33(TUY内)